

令和8年度 郡山市ふるさと起業家支援事業 募集要領

1 事業の目的

本事業は、地域課題の解決を目的とした事業を行う、市内において起業し、又は新たな事業を開始した事業者（起業家）を対象に、ふるさと納税制度を活用した域外からの資金調達による起業家支援事業を実施することで、地域経済の活性化及び雇用創出を図ることを目的とします。

2 事業の概要

本市が実施している社会起業家加速化支援プログラムの採択者から対象となる事業者（起業家）を公募により選定し、市が選定された事業者（起業家）の事業計画をふるさと納税ポータルサイトに掲載、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用して、事業に共感する方々から資金を募ります。資金募集に際しては、目標金額の達成・未達成に関わらず集まった資金（100万円を上限とします。）を補助金として交付します。返礼品は、市のふるさと納税返礼品を活用できます。寄附金額に応じた規模での事業実施も可能ですが、目標金額の未達成による未実施は認めません。

【掲載サイト】 ふるさと納税 for Good ※掲載手数料は全額市が負担します。

【目標金額】 ～100万円

【資金募集期間】 令和8年8月1日（予定）から12月31日まで

3 対象事業

本市が実施する社会起業家加速化支援プログラムに採択された事業者（起業家）が実施する、当該事業の受託事業者の推薦を受けた事業とします。

4 対象事業者

補助金の交付対象となる事業者は、公募開始日において、次の各号の全てを満たしているものとします。

- (1)中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2)本市が実施する社会起業家加速化支援プログラムに採択された者
- (3)市内で起業し、又は新たな事業を開始する者もしくは応募した日が属する年度の3月31日までに市内で起業をする者
- (4)開業届により納税地に本市を指定している者又は指定する者もしくは法人税法の届出書により主たる事務所の所在地に本市を指定している者又は指定する者
- (5)クラウドファンディングによる寄附金が、目標金額に達しない場合でも、当該事業を実施する者

※上記に該当する場合でも、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2

条に規定する暴力団及び暴力団員等に該当していると認められる者等に該当する場合等、対象としないことがあります。

5 募集期間及び応募方法等

(1)募集期間

令和8年5月20日（水）から6月19日（金）まで

(2)募集事業者数

1事業者

(3)応募書類

次に掲げる書類を提出してください。

- ①郡山市ふるさと起業家支援事業認定申請書（取扱要領 第1号様式）
- ②事業計画書（取扱要領 第2号様式）
- ③収支計画書（取扱要領 第3号様式）
- ④誓約書（取扱要領 第4号様式）
- ⑤採択者であることを証するもの
- ⑥履歴事項全部証明書及び定款（個人事業主の場合は開業届（税務署に受付されたことを確認できるものに限る。))の写し
- ⑦営業許可書等営業に関する許認可等を受けていることを確認できる書類の写し（営業に関して許認可等が必要な業種に限る。）

(4)応募方法

下記まで郵送又は持参してください。郵送の場合は、書留等の発送・配達の確認ができる方法により、提出期限までに必着とします。また、提出書類の電子データも併せて提出してください。

（宛先）

郡山市農商工部産業雇用政策課 産業振興係

住所 〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

電子メール sangyouseisaku@city.koriyama.lg.jp

6 審査

(1)審査方法

審査は、郡山市ふるさと起業家支援事業事務取扱要領に基づき書面審査を行います。

(2)審査結果

審査結果については、選定・不選定に関わらず、書面にて通知するとともに、選定された事業者・事業計画は市のホームページで公表します。

7 事業の報告

対象事業の完了時に、「郡山市ふるさと起業家支援事業費補助金」の申請に併せて、事業報告をするものとします。また、寄附者に対しても、自社製品（商品）の試供品送付、事業所見学、事業の経過報告など継続して事業に関心を持ってもらうための取組を行うものとします。

8 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ・要件を満たさなくなった場合
- ・申請書提出期日までに提出書類が提出されない場合
- ・決められた提出方法によらず申請を行った場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・著しく信義に反する行為等があった場合
- ・応募書類の記載内容が法令違反等著しく不相当である場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

9 注意事項

(1) 応募書類について

- ・応募書類は、いかなる理由においても返却しないものとし、本市の定める保存期間終了後、処分します。
- ・書類提出後は、差替えや追加等は認めないものとします。
- ・応募書類や審査結果は、郡山市情報公開条例（平成 13 年 郡山市条例第 44 号）により情報公開の対象となる場合があります。
- ・応募書類は、審査過程等必要な範囲内で複製を行うことがあります。
- ・必要に応じて別途追加書類の提出をお願いする場合があります。
- ・応募書類の作成等、本事業への応募申請に要する費用は、すべて応募書類提出者の負担となります。

(2) 補助金について

補助金の申請等については、この募集要領に定める事項の他、郡山市ふるさと起業家支援事業費補助金交付要綱に定めるものとします。

10 問い合わせ先

郡山市農商工部産業雇用政策課 産業振興係

住所 〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

電話 024-924-2251

電子メール sangyouseisaku@city.koriyama.lg.jp